

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（国基準）及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（国基準）の改正について

1 改正理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正が行われたことから、その条項に準拠している「東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年東久留米市条例第 15 号）」及び「東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年東久留米市条例第 16 号）」について改正する。

2 改正内容

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の主な改正内容

項目	従来基準	改正後の基準	改正後の基準の適用対象となる事業種別	基準の性質
連携施設確保義務について	<p>市町村長は、特定地域型保育事業者による一項第三号(卒園後の受け皿の確保)に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>この場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市町村長が適当と認める者を第一項第三号に掲げる事</p>	<p>市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号(卒園後の受け皿の確保)の規定を適用しないことができる。</p> <p>一 市町村長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整(利用調整)を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る</p>	<p>家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業 (以下「家庭的保育事業者等」という。)</p>	従うべき基準

	<p>項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。</p>	<p>教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>二 特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき</p> <p>この場合（第2号に係る部分に限る）において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市町村長が適当と認める者を第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。</p>		
--	--	--	--	--

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の主な改正内容

項目	従来の基準	改正後の基準	改正後の基準の適用対象となる事業種別	基準の性質
連携施設確保義務について	<p>市町村長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる</p>	<p>市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないことができる</p> <p>一 市町村長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たっ</p>	家庭的保育事業者等	従うべき基準

	<p>る。</p> <p>この場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。</p>	<p>て、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p> <p>二 家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき</p> <p>この場合（第2号に係る部分に限る）において家庭的保育事業者等は、法第59条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。</p>		
<p>居宅訪問型保育事業</p>	<p>母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深</p>	<p>母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が</p>	<p>居宅訪問型保育事業</p>	<p>従うべき基準</p>

	<p>夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育を提供するものとする。</p>	<p>夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育を提供するものとする。</p>		
--	---	---	--	--

3 施行日

公布の日